

「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」登録申請 提出書類一覧

提出書類		記入事項、留意点等	チェック欄
申請書・別紙 システムに必要事項を入力すればプリントアウトできます。 (規則7条-1)		<ul style="list-style-type: none"> 申請者が賃貸人(大家)または転貸人である仲介業者は申請者になれません。 申請住宅が、長崎県内で、長崎市、佐世保市以外の市町村に立地していること 正副各1部提出すること 申請書(正)の表紙に手数料を貼ってください。 	
別添1～5 システムに必要事項を入力すればプリントアウトできます。 (規則7条-1)		申請者が次のいずれかの法人(宅地建物取引業者、住宅宿泊管理業者、登録賃貸住宅管理業者)の場合は、別添1と別添2の提出は不要です。	
間取図 (規模・設備の概要を表示したもの) (規則10条-1)		<ul style="list-style-type: none"> 規模(各戸の床面積)が明示されている 設備(各戸の台所、便所、収納設備、洗面設備、浴室)が明示されている システム登録時に、上記図面に加え建物の外観、内観、設備等の写真の登録をお願いします。(任意)	
誓約書・別添一覧表 システムに必要事項を入力すればプリントアウトできます。 (規則10条-2,3,4,6)		<ul style="list-style-type: none"> 別添一覧表に氏名、読み仮名、生年月日等を記入 申請者(法人の場合は法人及び役員)、法定代理人について記入 申請者が次のいずれかの法人(宅地建物取引業者、住宅宿泊管理業者、登録賃貸住宅管理業者)の場合は、別添の「当該法人の役員」欄は省略できます。 誓約書の参考様式は、「情報提供システム」ホームページ(「制度について知る」のページ)からもダウンロードできます。 	
耐震性を証する書類	申請書の別紙で「竣工年月」を記載し、かつ、 <u>以下のいずれかに該当する場合</u> (規則10条-7) <ul style="list-style-type: none"> 1～3階建でS57年5月以前に竣工 4～9階建でS58年5月以前に竣工 10～20階建でS60年5月以前に竣工 21階建以上 	次のいずれかを添付すること <ul style="list-style-type: none"> S56年6月以降に着工したことが分かる書類の写し(検査済証、建築確認台帳記載事項証明書等) 新耐震基準を満たすことが確認できる書類の写し(耐震診断や耐震改修の報告書等) 	
	申請書の別紙で「着工年月」を記載し、かつ、 <u>以下のいずれかに該当する場合</u> (規則10条-5) <ul style="list-style-type: none"> S56年5月以前に着工 	次のいずれかを添付すること <ul style="list-style-type: none"> 建築士が行った耐震診断の結果についての報告書 住宅品質確保法第6条第3項の建設住宅性能評価書 住宅瑕疵担保履行法第19条第2号の保険契約が締結されていることを証する書類 上記以外で、住宅の耐震性に関する書類 	
その他	委任状(様式は任意)	<ul style="list-style-type: none"> 代理人(申請者以外の者)が申請する場合 	
	その他、知事が必要と認める書類 (規則10条-7)	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて随時 	